

住基カードの利活用手法等に関する論点の整理

I. 地方公共団体の取り組みについて

- 市区町村内の組織横断的検討・協議の場の設置 → 企画・情報部門への事例紹介等
(具体例:多目的セミナーをはじめ各種会議での発信、手引きの作成・活用)

- 広域的な検討の場 → ・「電子自治体共同運営協議会」等の自治体業務の共同アウトソーシング等に関する組織における検討
・県域を越えた組織(例:8都県市協議会)での検討

- 交付窓口の対応 → ・各市区町村の申請・交付窓口での取扱い等の現状の周知
(具体例:全市区町村の交付窓口情報のホームページによる提供)
・住基カード交付部門の事務での利活用の促進

- 広報について → ・ 広報対象、手法の分析
・ 広報材料の共有の仕組み

II. 住基カードの多目的利用として推進する例について

1. 推進する例を検討する全体的なイメージ

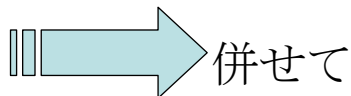
いわゆる ○キラーアプリ、
○住基カードがないとできないサービス、
と言える利用例の視点

※ 全国的に推進していく利用例

- (1) カード条例、システム改修を要しない利用(写真付き住基カードの券面)
- (2) 必ずしもカード条例を要せず、システム改修が少ない利用(住基カードの基本領域)
- (3) 公的個人認証領域の利用
- (4) 独自利用領域等の利用 (住基カードのICチップの独自領域、磁気テープ部分、券面の追加記載)

※ 都道府県単位等一定の区域において推進していくという視点もあるのではないか。

※ それぞれの市区町村の創意工夫を発揮しやすくするという視点もあるのではないか。



- 住民サービスの向上、行政の効率化
 - 行政として、税金を投入しても実施すべきなのか(短・中期的なコスベネ)
- } という視点

2. 推進する「具体的」な利用例について

(1) カード条例、システム改修を要しない利用＝(写真付き住基カードの券面利用)

対応を要する規定等

- ① 印鑑証明書交付時の本人確認書類として利用する → 事務処理要領、印鑑条例
- ② 市区町村事務で本人確認を行う場面で利用する → 該当事務の条例等
- ③ 市区町村の住民であることに伴うサービスを行う(民間を含む)場合の登録時の利用 → (該当事務条例)、民間利用

(2) 必ずしもカード条例を要せず、システム改修が少ない利用＝(住基カードの基本領域の利用)

- ① 市区町村事務で本人確認を行う場面で利用する → (CS端末の設置)
- ② 印鑑証明書交付時の本人確認に利用(暗証番号、代理可) → 事務処理要領、印鑑条例、(CS端末の設置)
- ③ 住民票等の交付申請書類の簡易化(CS端末で申請書打出し) → 事務処理要領、条例、(CS端末の高度化)

(3) 公的個人認証領域の利用

- ① 電子申請等の普及
- ② 公的個人認証の利用範囲の拡大

(4) 独自利用領域の利用

- ① 住民基本台帳カードを交付する窓口(担当課)が行う事務での利用

ア 証明書自動交付機(住民票、印鑑登録証等)の本人識別証として利用(ICチップ、磁気)

イ 印鑑登録証として利用(ICチップ、磁気)

- ② 多目的利用を実施している事例から推進すべき利用

その他
「多目的利用を実施している事例」より

参 考

住民基本台帳カードによる利用が行われている利用例

～ 証明書自動交付機、印鑑登録証への利用を除く ～

- ア 学童安心安全サービス(宮崎県南郷町)
- イ 救急活動支援サービス(水沢市、市川市)
- ウ 健康情報管理サービス(水沢市、柏崎市、南砺市、掛川市、新見市、高知県本山町、香北町、大月町)
- エ 病院再来、検診予約サービス(大和市、水沢市、高知県大月町)
- オ 公共施設予約サービス(むつ市、水沢市、大和市、三条市、柏崎市、南砺市、掛川市、羽曳野市、新見市、宮崎県南郷町)
- カ 国民健康保険資格確認(高知県本山町、香北町)
- キ 地域通貨(市川市 大和市 北九州市、薩摩川内市 等)
- ク 住基カード利用テレビ会議(薩摩川内市)
- ケ 電子窓口ロッカー(東村山市、高知県野市町)
- コ 電子マネー(荒川区<あらかわ遊園>、宮崎県高千穂町<市営バス>)
- サ 図書館サービス(室蘭市、深川市、伊達市、長沼町、むつ市、愛媛県松前町、宮崎県高千穂町、南郷町 等)
- シ 避難者情報管理サービス(柏崎市、橋本市、雲南市、鳥取県日南町)
- ス ポイントカード((深川市、秩父別町、北竜町<公共温泉施設ポイント>、長沼町<町福祉等ポイント>、長浜市<商店街ポイント>)
等

(注)平成17年度に実証実験等を行う見込みのものを含む。

Ⅲ. 住基カードの利用を進めるための制度上の課題について

※ これまで検討会で委員等から出された主な意見について整理したもの

- ① 条例を制定しなくても、カードの(多目的)利用ができるような仕組みができないか。
(全国的に利用可能なサービスメニューを増やすべきではないか。)
- ② 市町村を異動しても失効、返納しなくてもよいようにできないか。
- ③ 公的個人認証サービスの利用範囲を拡大できないか。
- ④ 交付手続をもっと利用しやすくできないか。
- ⑤ 住民がもっと取得したくなるようなインセンティブを与えることができないか。
- ⑥ その他

IV. 多目的利用、広域的利用等を進めるための技術的課題等について

(1) 技術的課題

- ① 多目的利用するために、交付の途中でパスワードの入力が必要となっているのを交付する際に入力できないか
- ② 広域で利用する場合の、アプリケーションの搭載を一の団体に受託してできないか
- ③ 証明書の自動交付をコンビニ等を利用してできないか
- ④ その他制度上の課題に関連して、技術的に解決すべき課題へ対応できないか

(2) 費用等の課題

- ① システムの年間維持経費が負担となっている
 - ア 年間維持経費を軽減する手法等の周知
 - イ LGWAN・ASPによる共同利用の実証
- ② CS端末のリーダーライターについてコストを軽減することができないか
- ③ 多目的利用をできるカード発行(交付)に要する時間を短くできないか
 - 近隣の広域市町村間の共同発行、近隣都市等への発行委託
- ④ 財政措置